



特別回報

組合員各位

サル痘への WHO 認定感染症特別条項の適用について

2022 年 7 月 23 日に世界保健機関（WHO）が、サル痘（monkeypox）に対して「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を構成すると認定しました。

このため、2022 年 7 月 23 日以降に生じたサル痘に関するリスクは、外航船保険および FD&D 特約を除く全ての保険種目に付帯されている「WHO 認定感染症特別条項」により、てん補対象外となりますことをご理解くださいますようお願いいたします。なお、外航船保険および FD&D 特約では、引き続きてん補対象となります。

以上